

令和2年度第2回空家等対策協議会
令和2年11月13日（金）

空家等対策の推進に関する特別措置法 によるこれまでの取組について



府中市 建設部 都市デザイン課
総務部 地域振興課

空家等対策の推進に関する特別措置法

(目的)

第1条 この法律は、**適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空家等の活用を促進するため、空家等に関する施策に対し、国による基本指針の策定、市町村による空家等対策計画の作成その他の空家等に関する施策を推進するために必要な事項を定めることにより、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって公共の福祉の増進と地域の振興に寄与することを目的とする。**

空家等対策の推進に関する特別措置法

(市町村の責務)

第4条 市町村は、第6条第1項に規定する空家等対策計画の作成及びこれに基づく空家等に関する対策の実施その他の空家等に関する必要な措置を適切に講ずるよう努めるものとする。

(協議会)

第7条 市町村は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うための協議会を組織することができる。

(立入調査等)

第9条 市町村長は、当該市町村の区域内にある空家等の所在及び当該空家等の所有者等を把握するための調査その他空家等に関しこの法律の施行のために必要な調査を行うことができる。

空家等対策の推進に関する特別措置法

(空家等の所有者等に関する情報の利用等)

第10条 市町村長は、固定資産税の課税その他の事務のために利用する目的で保有する情報であって氏名その他の空家等の所有者等に関するものについては、この法律の施行のために必要な限度において、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

(特定空家等に対する措置)

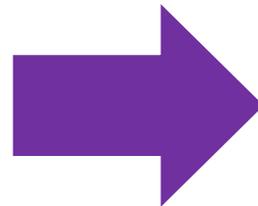
第14条 市町村長は、特定空家等の所有者に対し、当該特定空家等に関し、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置を取るよう助言又は指導をすることができる。

空家等対策の推進に関する特別措置法の施行 (平成27年5月26日)以降の取組

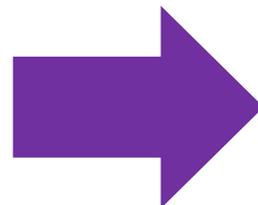
- 府中市空家等実態調査 (平成28年2月)
- 府中市空家等対策協議会の設置 (平成28年3月)
- 府中市空家等対策計画の策定 (平成29年3月)
- 府中市空家等対策の推進に関する条例の制定 (平成29年3月)
- 特定空家等の認定 (平成29年8月)
- 特定空家等の略式代執行 (令和元年11月)
- 空き家所有者アンケート調査 (令和2年2月)

特定空家等の略式代執行 (令和元年11月)

着手前



着手後



空家等対策の推進に関する特別措置法 によるこれまでの取組について

法や条例に基づく対応

- ・ 空家等の現地調査（立入調査）
- ・ 固定資産税情報を利用した所有者調査
- ・ 文書による初期指導
- ・ 条例による緊急安全措置
- ・ 空き家解体補助事業（平成29年度～）



老朽危険空き家解体補助金

H29 : 5件 H30 : 9件

R1 : 15件 R2 : 10件（予定）
→解体済み

空家等対策の推進に関する特別措置法 によるこれまでの取組について

外部委託による所有者調査

広島司法書士会との協定による相続人調査
(令和元年度～)

空家等の活用

- ・ 空き家を活用した移住定住DIYの開催
- ・ 所有者意向調査の実施
- ・ 空き家活用セミナーの実施

啓発活動

- ・ 固定資産税納税通知書へのチラシの同封
- ・ パンフレットの作成
- ・ 出前講座の実施



お家のこれから、考えていますか？ 府中市からのお知らせ

空き家が増えるなか、老朽化して周りに悪影響を及ぼしているものもあり、大きな問題となっています。

空き家を予防しましょう！

空き家になる理由はさまざまですが、ご自身やご家族で、**早めに引継や活用方法を決めておく**など、空き家にならないようにしましょう。

空き家をきちんと管理しましょう！

空き家になると**老朽化はあつという間**です。きちんと管理し、早めの整理を考えましょう。

空き家の管理は所有者の責任です！

空き家の管理は、法律や条例で所有者の責任と定められています。空き家から瓦や壁などが落ちて、人や物に損害を与えたときは、**損害賠償を求められる**ことがあります。

このお知らせは、固定資産税が課税となるすべての方にお送りしています。該当されない場合は、ご了承ください。

